



名古屋大須ロータリークラブ

WEEKLY REPORT

NO 911



超我の奉仕

SERVICE Above Self

<本年度クラブ会長方針>

「チャレンジ」

承認 1985年2月12日 例会日 木曜日12:30 例会場 名古屋東急ホテル
 会長 草野 勝彦 URL <http://www.nagoya-osu.org> Email office@nagoya-osu.org
 幹事 鬼頭 茂成 電話 (052)251-0181 FAX (052)251-0337
 事務局 460-0008 名古屋市中区栄4丁目6番5号 丸越ビル 6F

2005~2006年度

R.I. 会長

カール・ヴァルヘルム.

ステンハマー

ロータリーの雑感月間

第1068回例会

於 名古屋東急ホテル

2006年4月20日(木)

会員 71名

出席計算数 67名中 57名出席

出席率 85・07%

前々回出席率 100・00%

ロータリーリンク

「ROTOR-ARY」

指揮者 松本 哲朗

ピアノ伴奏 富板 玲子

ピクニック

名古屋東RC 末岡 照章さん

ニコボックス

地区協議会、次年度委員長の皆さんへご

苦労様でした。 草野 勝彦

4月21日、創立40周年になります。

皆様に感謝いたします。 新沼 操

いよいよがいよいよあります。

鬼頭 茂成・大飼 芳雄

次年度、委員長の皆さん先日は、ご苦労

様でした。 神田 憲・内藤 明

地区協議会、職業奉仕 勉強させてい

ただぎました。 近藤 公一郎

お花めぐりがついでにしました。

鈴木 洋

岩崎さん、大変楽しい時をありがとうございました。

尾上さん、萩原さん、横井さん、お世

話になりました。 岩崎 征一

会長挨拶

草野 勝彦



こんにちは。

先日の日曜

日、地区協議会

に参加してい

ただいだ皆様、

「苦労さまで

した。この成果をクラブに反映してい

ただきたいと存じます。

今日は、来年度四大奉仕委員長の地

区協議会報告ですが、担当の来年度委

員長よりごお願い申し上げます。

さて、今回は解雇についてお話しし

たいと思えます。

皆様が雇用している従業員が会社

を辞める理由には色々あります。自ら

の意思で辞める人、自己都言退職の人

定年で辞める人、死して辞める人、

会社の都合・破産とかいつ理由で辞め

ざるを得ない人、あるいは無事を働い

ただため辞めさせなければならぬ人

等があります。この場合で、就業規則

に違反している人で、それが重大であ

れば解雇することになります。違反事

由があれば直ちに解雇するのは問題

があります。即時に解雇するのは労働

基準監督署の認定が必要だからです。

しかし、この認定には1ヵ月以上は

要すると思われれます。

従って、1ヵ月の予告をして解雇す

るか、1ヵ月分の給与を支給して解雇

するか、いずれかを選択した方が早く

処理できます。実務的には1ヵ月分の給与を提供して解雇しています。なお従業員に何らの就業規則違反もないのに解雇をしている会社もあります。1ヵ月前に予告すれば誰でも解雇できる訳ではありません。終身雇用制を採っています日本では、就業規則に違反し、それが懲戒解雇に該当する重大な事由でない限り解雇はなかなか認められませんので、懲戒解雇する場合には注意していただきたいと思いま

す。

『地区協議会報告』



次年度クラブ奉仕委員長

鬼頭 茂成

次期地区ク

ラブ奉仕副委

員長の宮崎薫

氏より、今年の

目標について

のお話を聞い

て参りましたので、発表させて頂きま

す。

まず、R-I会長ウィリアム・ボイド

氏のテーマ「Lead the way」を説明

されました。

「親睦と奉仕を通じて明るい未来を

もたらすために、120万人のロータリ

アンガ力を合わせて率先する」という

ことだそうです。強調事項は

① 水保生

② 識字率向上

③ 保健および飢餓

④ ロータリー家族

です。更にR-I会長の国際協議会での挨拶を紹介されました。

ロータリークラブの真の目指すところ

は「良きロータリー」と、良きロータ

リアン」である。

ロータリークラブの会員は1人1人

が皆等しく重要な全員であり、ロータ

リーの一部である。

皆一人一人に、それぞれの地区と地

域社会においてリーダーの役割を果

たして欲しい。そして、寛容で思いや

りと誠実さを日々実践して自らが手

本を示すことにより、ロータリーの

道を率先するようお願いしたい。

このためにはクラブの管理運営を

しっかりと効果的に行うこと、即ち全

員を惹き付けるクラブ運営を行うこ

とが必要であることなのです。そして

次に宮崎カバナーの運営方針につい

て説明がありました。方針は「原告回

帰」です。内容は「ロータリー100年

の歴史を学び、ロータリーの精神をク

ラブ運営の原理原則として改めて確

認すること。そして、クラブ奉仕を軸

にしたロータリー論を語る1年とする。

その後、クラブ奉仕委員長の責任範

囲について学ばせて頂きました。

① クラブ奉仕に属する委員会と理

事会のパイプ役。

- ② クラブ運営の効率化
- ③ 魅力あふれる例会
- ④ 魅力あふれるロータリアン

例会はロータリーの基本活動であり、クラブ奉仕委員長はこれを担当する責任者であること締められました。

2006-2007名古屋地区入須ロータリークラブの神田会長の方針は、R1会長の「Lead the way」をそのまま方針とするという旨がありました。次年度クラブ奉仕委員会としては、R1会長、ガバナーの方針を踏まえ、神田会長の方針に沿ってロータリーの基本となる例会を軸としたクラブ運営に力を注ぎたいと思います。各委員会の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

次年度国際奉仕委員長



伊藤 与則

【国際奉仕でやれること、新たな挑戦をしてみたいこと】
テーマの
もとで第6分科会が開かれました。委員会活動方針として、最初に、次期地区国際奉仕委員長から、(国際奉仕について)、国際奉仕活動の誕生したあまし及び概要について説明がありました。国際奉仕活動の原点は「イギリス、アイルランド」から始まった社会奉仕活動の海外への発展であることの説明があり、社会奉仕が主であり、国際奉仕が従の関

係であるということを再認識しました。国際交流の場々、バナー交換の促進をしてくださいとの要望が有りました。

次に、(青少年交換について)、次期地区青少年交換委員長より青少年交換活動についての歴史・実績・派遣の仕組み(スケジュール・条件)：受け入れの仕組み(スケジュール・条件)等の説明が有りました。受け入れ実績では我が大須RCが、地区第2位で高い実績を残しているものと、ホストファミリーの暖かい協力のおかげであり、同時に派遣への取り組みがあったと思われました。受け入れの仕組みの中で注意事項として、それぞれの国、学校の法規に加えて国際共通ルール(4Dルール)に従って受け入れて下さい。もし、ルールを破ったときには、強制帰国もあり得るという説明がありました。4Dルールとは①ドアップ(運転の禁止)、②ドリンク(飲酒の禁止)、③ドアップ(喫煙、麻薬の禁止)、④ドート(緊密な男女間交遊関係の禁止)を指す。

2005～2006年度スタンハマーR1会長「いわく世の中のすべての高校生がこの青少年交換のプログラムに参加すれば世の中の争いはなくなる」と・・・

次に、(世界社会奉仕(WCS))について、次期地区世界社会奉仕委員長より世界社会奉仕活動についての報告として、地区FCS委員長約17名

が合同参加して、ラオスでの小学校建設の援助活動の様子をビデオにて見せていただきました。

わが大須RCでは、青少年交換活動のプログラムに力を注いでおり、クラブによってはWCS活動に力を注いでいる処もあります。

結論として、世界平和の実現の為に国際奉仕活動の役割は大きいと思えます。各委員長は「良かった事の引き継ぎ、悪かった事の引き継ぎ」をセットで次の委員長にしっかりと引き継いでほしいとの報告が有りました。ちなみに国際奉仕の任期の完了は原則として3年をもって完了することです。

次年度職業奉仕委員長



近藤 宏一郎

4月16日、地区協議会第4分科会にてテーマ「職業奉仕」を考へるとして、職業奉仕の理念と次年度地区職業奉仕委員会の方針、サブテーマ「職業奉仕委員会の活動」として職業奉仕クラブ委員会の任務、と題して講演を受けた後、ビデオ放映にて勉強して参りました。

各藤次年度ガバナーの地区運営方針は「原忠帰帰」です。ロータリー100

年の歴史を学ぶという事で創立より現在までの歴史を認識し、「四つのテスト」「ロータリー綱領」「ロータリーの職業宣言」を通し、職業奉仕理念の理解をして頂く。

職業奉仕委員会の活動とは、クラブ会員であるロータリアンの個人個人の心の中に職業奉仕の理念を植え付け、それを実践させる啓蒙活動です。具体的には事例研究の勉強会の設定、会員早話、職業奉仕事例の発表、会員の事業所見学、あらゆる人の表彰、青少年職業情報の提供等々が有ります。

次年度社会奉仕委員長



太田 裕

テーマ「決議23-34号を問いつながら」で、福田浩三バスターガバナーは、社会奉仕に関する1923年の声明を賛美されております。新しい決議92-286は事務的続のマニュアルのようロータリーの哲学の薫がしなないと申しております。

決議23-34は84年版手続要覧から消滅して86年版手続要覧から再掲載された経緯があることです。決議23-34は、奉仕のありかたが理論から実践へ、個人からクラブに移り、決議92-286はR1を中心

が移ったようです。

ただし両方の決議を共に使用するべきものと規定されております。

福田浩三バスターガバナーは、決議23-34をもっと勉強しましょうと提案されております。

伊藤秀雄 次期地区社会奉仕委員長は、自らの経験から、心臓蘇生の救命機器AEDの設置(例会場などに)を提唱されております。1台30万円程のようです。



会員 飯田 昭夫さんの事務所
移転のお知らせ
『いいた特許事務所』

名古屋市中区丸の内二丁目
11番26号丸の内Aビル
電話 05212217656
FAX 052120314027

5月18日(木) 例会のご案内

名古屋東急ホテルの都心により、例会場を「**ロイヤルホテル**」へ変更いたします。

新入会員 卓話

加藤口千彦さん・近藤 明美さん

プリンテ委員会

川口 小折・黒柳 一男・大原 敏正